

北海道建設部営繕工事検査方法書

第1 趣旨

北海道建設部が所掌する営繕関係請負工事の検査の方法は、北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」。以下「要領」という。）第6の2項の規定により、この方法書の定めるところによるものとする。

第2 適用範囲

この方法書は、要領第2の各号に定める検査のほか、部分使用でき形確認検査並びに他部局からの依頼による検査に適用する。

第3 検査の種類及び目的

検査の種類は、要領で定められているもののほか、部分使用でき形確認検査、修補工事完了検査、契約不適合修補工事完了検査、杭工事抜き打ち検査を加え、その目的については、次の各号によるものとする。

(1) 工事完成検査及び指定部分完成検査

工事目的物が契約図書に定められた品質等が確保されていることを確認するために行う検査で、請負人から工事目的物の引渡しを受け、請負代金又は指定部分に係る工事代金を支払う。

(2) でき形部分等検査

請負人のでき形部分等確認請求に基づき、工事の当該でき形部分等について、契約図書に定められた品質等が確保されていることを確認し、検査に合格した部分に相当する範囲内において代金を支払う。

(3) 跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査

跡請保証部分が契約図書に定められたでき形や品質が確保されていることを確認するために行う検査で、検査に合格した場合、跡請保証金を返還する。

(4) 中間検査

建築物の重要な部分となる構造部材や製品に欠陥があると重大な契約不適合が予想される工事等において、工事实施状況、でき形及び品質等について、契約が適正に履行されていることを確認し、工事の手戻りを防ぎ、検査の効率化を図るために行う検査で、工事代金の支払は行わない。

検査対象工事、実施方法等については、営繕工事中間検査実施基準による。

なお、中間検査で確認したでき形部分については、施工状況から再度の確認が必要な場合を除き、完成検査時の確認を省略することができる。

(5) 部分使用でき形確認検査

工事途中において、支出負担行為担当者が工事目的物の全部又は一部を使用する必要が生じた場合に、使用目的に適合する品質、でき形を確認するために行う検査で、工事代金の支払は行わない。

(6) 修補工事完了検査

工事目的物が工事完成検査に合格しない場合の修補又は改造の完了を確認するために行う検査。

(7) 契約不適合修補工事完了検査

工事完成後に契約不適合が発見され、その修補工事の完了を確認するために行う検査で、検査に合格した場合、被修補請求者と修補工事受渡書の取り交わしを行う。

(8) 杭工事抜き打ち検査

掘削孔内に既製コンクリート杭を沈設する工法を採用した杭工事における電流計データの取得の管理体制、確認・点検方法等に関する検査で、工事代金の支払いは行わない。

第4 検査員の指定

検査員の指定は、「北海道建設部営繕工事検査方法書事務処理取扱い」によるものとする。

第5 検査の立会

- 1 検査員は、北海道財務規則 第179条第1項及び北海道建設工事執行規則第18条第3項の規定に基づき、必要に応じ監督員の立会を求め検査を行うものとする。
- 2 検査員は、北海道建設工事執行規則第19条第1項の規定に基づき、請負人に立会を求め検査を行うものとする。

第6 検査員の心得

検査員は、営繕工事の検査を遂行するに当たっては、要領第4によるほか、次の各号に心がけるものとする。

- (1) 検査員は、工事関係者のそれぞれの立場を尊重し、検査執行中の言動には十分配慮するものとする。
- (2) 検査員は、事前に対象工事の調査及び把握に努め、検査の迅速かつ効率的な執行を図るものとする。
- (3) 検査は、原則として北海道執務時間規則（昭和55年北海道規則第1号）第2条に定める執務時間内に行うものとする。

第7 検査の中止

検査員は、検査を実施するに当たり、次の各号の事実があると認められるときは検査を中止し、ただちに検査を所掌する直属の上司（以下「工事検査室長等」という。）に報告し、その指示を受けるものとする。

- (1) 完成検査に際し、工事が完成に至っていないとき。
- (2) 既成部分検査に際し、工事が所定のでき形に達していないとき。
- (3) 請負人又はその代理人のいずれも、正当な理由がなくして検査に立ち会わないとき。
- (4) 請負人が故意に検査の執行を妨害したとき。
- (5) 工事に重大な欠陥がある場合で、検査の執行の続行が不相当と認められたとき。
- (6) 建設工事請負契約書約款第5条（一括委任又は一括下請けの禁止）の違反の事実が認められたとき。
- (7) その他、検査が予定の出張期間中に執行出来ない事由が生じたとき。

第8 検査の方法

- 1 検査員は、別表に基づき、検査記録、試験記録等、各種品質管理記録及び工事写真と設計図書を対比し、工事のでき形及び品質の検査を行い、合否を判定する。
- 2 検査員は、別表に定めのない事項については、適宜な判断により必要な事項について検査を行うものとする。
- 3 検査員は、次の各号の事実が認められる客観的かつ相当な事由がある場合で、検査の執行に不可欠と判断されるときは、工事目的物の全部又は一部を破壊して検査をすることができる。
 - (1) 当該工事の見隠れ部分において、工事請負契約書、設計図書及びその他関係書類（以下「設計図書等」という。）の指示する形状と異なり、かつ設計図書等に明らかに適合しないと認められるとき。
 - (2) 当該工事において、設計図書等に指示する材料以外の材料を使用し、かつ、設計図書等に明らかに適合しないと認められるとき。
 - (3) 当該工事において、設計図書等に指示する施工管理又は材料の品質管理が正しく行われてなく、かつ設計図書等に明らかに適合しないと認められるとき。
 - (4) 当該工事において、設計図書等に指示する工法以外で施工し、かつ設計図書等に明らかに適合しないと認められるとき。
 - (5) 当該工事において、設計図書等に指示する工事記録、若しくはその他工事関係書類又は資料が不備で、検査の重要事項の確認ができないとき。
 - (6) 当該工事において、前5号以外の事由で設計図書等に明らかに適合しないと認められるとき。

第9 検査結果の処理

- 1 検査員は、検査の結果、当該工事が検査に合格したと認められるときは、当該目的物の引き渡しを受けるための事務処理上必要な措置を行うものとする。
- 2 検査員は、検査の結果、当該工事が検査に合格しないときは、工事検査室長等に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- 3 検査員は、検査の結果、総合的には合格と認められるものの、なお、部分的に極く軽微な手入を必要とする場合は、手直し指示書を作成し、これを指示するものとする。
- 4 前項の指示は、検査員の一方的な指示を避け、請負人の意見も十分聴取し、手直しの効果及び工事目的物の用途などを総合的に検討して指示するものとする。

第10 検査方法書の準用

この検査方法書は、建築局が検査依頼を受理した北海道が発注する建設工事の検査に準用する。

第11 工事施行成績の評定

検査員は、工事が完成検査に合格した場合及び中間検査が終了した後、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）に基づき評定を行い、工事成績評定表を支出負担行為担当者に提出しなければならない。

第12 その他

この方法書は公表するものとし、その方法等については、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の例によるものとする。

付記 この基準は昭和49年10月1日から施行する。

平成	6年	3月	1日	一部改正
平成	8年	4月	10日	一部改正
平成	11年	6月	14日	一部改正
平成	16年	11月	18日	一部改正
平成	18年	4月	1日	一部改正
平成	26年	11月	25日	一部改正
平成	27年	6月	1日	一部改正
平成	28年	1月	4日	一部改正
平成	28年	4月	1日	一部改正
令和	3年	4月	1日	一部改正